

住居喪失離職者等就職安定資金貸付事業

「住居喪失離職者等就職安定資金貸付事業」の改革案について

就職安定資金貸付制度については、非正規労働者の解雇や雇止めの減少等に伴い、貸付件数が減少しているが、本制度は、事業主都合による離職等に伴い住居を喪失した者が、長期失業に陥ることなく、早期に住居の確保と再就職を実現できるよう、6か月以内に再就職した場合の返済免除によるインセンティブを設けるなど、住居を喪失している求職者の雇用施策としての意義を依然として有している。

仕分け前

平成23年度においては実績に基づく予算額の見直しを行うとともに、本制度が雇用施策として一層機能するよう、制度の見直しを行う。

[具体策]

1 貸付実績等を踏まえた予算額の縮減

貸付件数の見込み、返済免除及び返済不能の見込みを踏まえ、予算額を縮減する。

平成22年度予算 137.2億円 → 平成23年度予算 50億円程度

2 雇用施策としての機能強化等のための就職安定資金貸付制度の見直し

雇用施策としての機能強化、返済免除の増加と返済不能の低下を図るため、貸付要件の見直し（ハローワークの就職支援ナビゲーターとの相談を週1回以上受けることを要件とすること等）を行う。

仕分け後

住宅手当及び総合支援資金貸付の創設等に伴い、利用件数が著しく減少していること等を勘案し、平成22年9月末を以てハローワークにおける新規融資の申請受付を終了し、制度を廃止する。また、不正利用の発生を踏まえ、不正防止対策のより一層の強化を図る。（詳細は別添）